

新型コロナウイルス感染防止のための使用条件

使用については以下の事をお守りいただくようお願いいたします。

- ① 出席者、参加者の体調の把握
 - ・ 体温の把握…ホールの場合はその場で主催者が検温を行う。
研修室の場合は各自、検温をお願いします。
 - ・ 体調不良者は参加を規制（白山市学習センター条例第7条第1項第3号）すること。
 - ・ マスクの着用を徹底すること。
マスク不着用者は主催者側で準備するか、参加を規制すること。
- ② 出席者、参加者の名簿の提出
 - ・ 主催者側において氏名・緊急連絡先を把握すること。
(なお、出席者名、参加者名の名簿を必ず提出ください。)
- ③ 会場使用後は主催者において消毒清掃をおこなう
 - ・ 会館で用意した消毒液を使い、ドアノブ、机、椅子等を主催者で消毒してください。
消毒時間は使用時間に含みません。
 - ・ 消毒後のゴミは使用後に会館職員が回収します。
- ④ 座席については概ね2m間隔をとり、3密を避けるような配慮をすること
 - ・ ホールは指示した席のみの利用
- ⑤ 90分ごとに換気の実施をお願いします。（ホールは除く）
- ⑥ 開館の管理運営に支障があると判断した場合は使用の最中であっても使用の中止を命ずることがあります。（白山市松任学習センター条例第9条第1項第5号に基づく）
- ⑦ 使用の許可後に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のために使用を取り消すことがあります。（白山市松任学習センター条例第7条第1項第3号に基づく）
- ⑧ この許可条件に附する事項は、使用の前日までに改訂された許可条件を適用する。
- ⑨ 上記⑥⑦で使用を中止または取り消した場合、その損害に係る営業補償等はいたしません。